

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

| 項目 | 対象となる方など | 内容 | | (注) 担当窓口 |
|-----------------------------|------------------------|---|-----------|--------------------------------------|
| 各種保健福祉サービスを受給中の方 | | | | |
| 特定医療費(指定難病) | 特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方 | お持ちの受給者証を返還してください。 【転出先の市区町村】 転入の手続きが必要です。必要書類等については、事前に転出先の市区町村にお問い合わせください。 | 1階 19番 | 保健福祉課 (健康推進) (06) 6694-9882 |
| 小児慢性特定疾病 | 小児慢性特定疾病の助成を受けておられる方 | 【転出先の市区町村】 転入の手続きが必要です。お持ちの受給者証をご持参ください。 | | |
| 公害健康医療 | 公害医療手帳をお持ちの方 | 【転出先の市区町村】 住所変更手続きが必要です。 公害医療手帳等をご持参ください。 | | |
| 被爆者健康手帳 | 被爆者健康手帳をお持ちの方 | 【転出先の市区町村】 住所変更手続きが必要です。 被爆者健康手帳をご持参ください。 | | |
| 身体障がい者手帳 | 身体障がい者手帳をお持ちの方 | 自立支援給付、手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)等の住所変更手続きが必要です。 | 2階 26番 | 保健福祉課 (保健福祉) (06) 6694-9850 |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 | お持ちの手帳、医療証、受給者証ほか、必要な書類については、担当までお問合せください。 【転出先の市区町村】 各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)、自立支援給付、手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)等の手続きが必要です。 | | |
| 療育手帳 | 療育手帳をお持ちの方 | 【転出先の市区町村】 各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)、自立支援給付、手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)等の手続きが必要です。 | | |
| | | | | 保健福祉課 (保健福祉) (06) 6694-9854 |